

報告書

令和3年3月30日

愛玩動物看護師カリキュラム等検討会

目 次

〔1〕 愛玩動物看護師のカリキュラム等に関する基本的な考え方	2
〔2〕 愛玩動物看護師法第2条第1項の「その他政令で定める動物」	6
〔3〕 大学及び養成所において履修すべき科目	7
〔4〕 履修すべき科目の到達目標	8
〔5〕 愛玩動物看護法附則第2条第1号の主務大臣が指定する科目、養成所で修得すべき知識及び技能	37
〔6〕 愛玩動物看護師法附則第2条第1号及び同法附則第3条第2項の主務大臣が指定する講習会	41
〔7〕 外国の関連学校卒業者等の受験資格認定	43
〔8〕 愛玩動物看護師法附則第3条第2項の「5年以上業として行った者」及び「主務大臣がこれと同等以上の経験を有すると認める者」	44
〔9〕 愛玩動物看護師国家試験及び予備試験	46
(参考)	
参考1 検討経緯	47
参考2 愛玩動物看護師法の概要	48
参考3 愛玩動物看護師の受験資格について	49
参考4 愛玩動物看護師カリキュラム等検討会開催要綱・構成員名簿	50
参考5 愛玩動物看護師カリキュラム等検討会ワーキングチーム開催要綱・構成員名簿	53

〔1〕愛玩動物看護師のカリキュラム等に関する基本的な考え方

1. カリキュラム等の検討に対する考え方

愛玩動物看護師に求められる役割、知識及び技能を踏まえ、愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号。以下「法」という。）第2条第2項における愛玩動物看護師が業として行う行為について、適切に実践できる能力を養成する。

2. 愛玩動物看護師に求められる役割、知識及び技能について

＜獣医療分野において求められるもの（診療の補助、愛玩動物の看護）＞

- 愛玩動物看護師は、様々な業務を高いレベルで実現できることが期待されていること。
- 愛玩動物看護師は、安全第一なサービスを提供し、そのサービスについて責任を持つことが求められており、そのための正確な知識と技術を備えていることが必要であること。
- 診療の補助については、診療の効率化に繋がるものであることが求められていること。
- 看護については、疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話等を行うものであることから、然るべき獣医学的知識・技能に基づき行われることが求められていること。
- 具体的な例として、以下の業務を求められている。
 - ・ 窓口業務として、飼育者からの問診事項の聴取、飼育者への説明（ワクチン、フィラリア予防等）を行うこと。
 - ・ 処置業務として、動物の保定、患部処置（洗浄・消毒、包帯）、内用薬の投与、外用薬の塗布、輸液剤の注射、歯科処置の補助、マイクロチップの装着及びリハビリテーションの補助を行うこと。
 - ・ 検査業務（検査結果に基づく診断は除く。）として、検体（血液、尿、便、粘膜スワブ、体表組織等）を採取し、検体検査を行うこと。また、生理検査（心電図、心音図、超音波検査）を行うこと。
 - ・ エックス線検査業務として、検査準備及び必要な放射線防護措置を講じた上での保定を行うこと。

- ・ 入院業務として、入院動物への給水・給餌、病状の観察、輸液・酸素吸入ラインの管理を行うこと。
- ・ 手術業務として、麻酔時のモニター管理や獣医師の具体的な指示に基づき麻酔量の調整等を行うこと。
- ・ 救急救命業務として、獣医師の具体的な指示に基づき心肺蘇生処置を行うこと。獣医師が即応できない場合等においては、獣医師があらかじめ定めた手順書に従い、心肺蘇生処置を行うこと。
- ・ 文書管理業務として、動物看護記録を作成し、適切に管理すること。
- ・ 施設管理業務として、診療機器、診療器具、その他院内設備の衛生管理（滅菌・消毒）を行うこと。

※ なお、愛玩動物看護師が診療の補助を行う際の獣医師の指示については、獣医師の個別具体的指示を基本とし、予め、獣医師による診療計画が立てられている場合や心肺蘇生処置が必要な場合等については、獣医師の個別具体的指示を求めないこととする。

<愛護・適正飼養分野で求められるもの>

- 愛玩動物看護師は、獣医療分野では特に飼い主に近い存在であり、飼育者に対して適正飼養に関する啓発・指導を行う役割を担うことが求められていること。
- 愛玩動物看護師は、「医食住学遊産」と多様な拡がりつつあるペット関連産業分野において、動物取扱責任者をはじめとした指導者の役割が期待されること。
- 愛玩動物の適正飼養に係る社会的ニーズの多様化を踏まえ、災害発生時のペット連れの被災者への対応や動物介在・教育活動、栄養管理やグルーミングをはじめとした日常の管理やしつけ、動物との暮らし方（飼育環境づくりやペットライフの過ごし方）について、体系的な知識を持ち、地域社会で包括的な役割を担うことが期待されること。
- 動物愛護管理行政分野において、専門的知識を持ち地域住民とコミュニケーションを図れる貴重な人材として公務員愛玩動物看護師として活躍すること。
上記分野での活躍は、対動物はもとより対人へのアプローチが前提であり、履修カリキュラムにおいて当該アプローチの専門知識を学ぶことが重要であること。
- 愛玩動物看護師の業務は、動物愛護管理法の理念に沿ったものであることや動物衛生管理の延長線上にあることに留意し、各専門領域（トリミング、訓練等）における目的や到達目標との差別化を図った役割が求められること。
- 動物の取扱いに関する実務的な技術に加え、「愛護及び適正飼養」分野を体系的に理解し、社会に還元できる人材育成のために、動物愛護管理法はもとより自

然環境保全分野等を含む多様な知識経験と技術的能力を学ぶほか、動物福祉や動物に対する多様な考え方に関する理解を深めることにより、人と動物が共生する社会の実現に寄与する幅広い素養を身につけること。

- 具体的な例として、以下の業務を求められている。
 - ・ 動物取扱業者への指導監督や生活環境保全上の支障を防止する為の一般家庭の飼い主への対応等が求められる動物愛護管理行政分野において、指導的立場を有する動物愛護管理担当職員としての業務に携わること。
 - ・ 人と動物の共生に必要な基本的なしつけ等の支援を行うこと。
 - ・ 動物のライフステージに合わせた適正な栄養管理に関する支援を行うこと。
 - ・ 動物に対する日常の手入れ、グルーミング等及び高齢動物に対する安全な生活環境の提供に資する支援を行うこと。
 - ・ 動物介在教育(AAE)、動物介在活動(AAA)及び動物介在療法(AAT)における技術提供及び指導を行うこと。
 - ・ 動物飼養の困難者(高齢者)等に対する飼育支援、技術提供等を行うこと。
 - ・ 災害発生時における被災動物の適正飼養や保管・管理のための技術的な支援を行うこと。

<活動する分野を問わず求められるもの>

- 専門的な知識の下、チーム獣医療のメンバーと情報を共有し、飼い主との良好なコミュニケーションを図るための能力が求められていること。
- 密接な関係にある「診療の補助」、「愛玩動物の看護」及び「愛護及び適正飼養」のいずれについても必要かつ十分な知識を学習していること。

3. カリキュラム等の検討に当たっての留意点

愛玩動物看護師のカリキュラム等の内容の検討に当たっては以下のことに留意する。

- 社会的信頼性の確保のためにも、試験やカリキュラムのレベルは下げるべきではないこと。
- 養成所の修学期間が3年になったことを踏まえ、教育内容の高度化・充実化を図る必要があること。
- 労務管理や企業法令遵守など、企業活動を行う側の視点や知識についても国家資格者は理解しておく必要があること。
- 講習会では、技術習得のための実習が必要であること。
- 現在の認定動物看護師試験の受験資格校については、法附則第2条第1号の特例措置の対象とすべきものであること。

- 現行の動物看護師が愛玩動物看護師の国家資格の受験資格を得るための要件を必要以上に厳しく設定しないこと。
- 授業や講習会の実施に当たっては、eラーニング等の活用も視野に入れること。

〔2〕愛玩動物看護師法第2条第1項の「その他政令で定める動物」

愛玩動物看護師法第2条第1項に規定する政令で定める動物は、獣医師法施行令第2条で定める愛玩鳥とする。

（参考1）愛玩動物看護師法第2条

第2条 この法律において「愛玩動物」とは、獣医師法（昭和24年法律第186号）第17条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物をいう。

2 この法律において「愛玩動物看護師」とは、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助（愛玩動物に対する診療（獣医師法第17条に規定する診療をいう。）の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であつて、獣医師の指示の下に行われるものをいう。以下同じ。）及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいう。

（参考2）獣医師法第17条

第17条 獣医師でなければ、飼育動物（牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずらその他獣医師が診療を行う必要があるものとして政令で定めるものに限る。）の診療を業務としてはならない。

（参考3）獣医師法施行令第2条

第2条 法第17条の政令で定める飼育動物は、次のとおりとする。

- 一 オウム科全種
- 二 カエデチヨウ科全種
- 三 アトリ科全種

〔4〕履修すべき科目の到達目標

<基礎動物学>

生命倫理・動物福祉

概要

生命倫理の考え方及び動物愛護・動物福祉について学ぶ。

到達目標

1. 生命倫理の概念
 - 1) 生命倫理の考え方について理解する
 - 2) 生命倫理と獣医療の関わりについて理解する
2. 動物福祉の概念
 - 1) 動物福祉の考え方について理解する
 - 2) 「5つの自由」(飢え・渇きからの自由、痛み・負傷・病気からの自由、不快からの自由、本来の行動がとれる自由、恐怖・抑圧からの自由)について理解する
 - 3) 世界と日本における近代及び現代の動物愛護運動について理解する
 - 4) 「動物の権利」、「動物福祉」思想や課題について理解する
 - 5) 動物福祉の生理学的指標及び行動的指標による評価法について理解する
 - 6) 安楽死の考え方について理解する
3. 愛玩動物の福祉
 - 1) 愛玩動物の適正飼養と福祉上の問題について理解する
 - 2) 国内外の動物保護活動の現状と課題について理解する
 - 3) 飼養放棄や殺処分問題、対策について理解する
 - 4) 動物のみだりな殺傷・虐待(積極的な虐待とネグレクト)の現状、対策について理解する
 - 5) 飼養動物の災害時の対応について理解する
4. 産業動物の福祉
 - 1) 産業動物における福祉上の問題について理解する
 - 2) 国際的な福祉基準について理解する
 - 3) 産業動物の福祉を向上させるための具体的方法について理解する
5. 実験動物の福祉
 - 1) 実験動物における福祉上の問題について理解する
 - 2) 3R (Replacement (代替)、Reduction (削減)、Refinement (改善)) の概念と具体的方法について理解する
6. 展示動物の福祉
 - 1) 展示動物における福祉上の問題について理解する
 - 2) 展示動物に対する環境エンリッチメントの種類と内容について理解する

動物形態機能学

概要

動物の生命維持の仕組みを形態学、機能学、生化学の面から学び、生命体としての動物を細胞、組織、臓器レベルの各階層で理解するとともに、病的変化について学ぶ基盤を確立する。

到達目標

1. 生命のすがた
 - 1) 細胞の構造について理解する
 - 2) DNAの働きについて理解する
 - 3) 上皮組織、腺組織、支持組織、筋組織、神経組織について理解する
 - 4) 器官の成り立ちと維持、調整システムについて理解する
2. 循環器とその調節
 - 1) 心臓の構造について理解する
 - 2) 心筋細胞の電気現象と心筋の興奮伝導系について理解する
 - 3) ポンプとしての心臓機能と心電図、心音について理解する
 - 4) 心臓機能の調節機構について理解する
 - 5) 血管の種類と構造、機能について理解する
 - 6) 血圧調節機構について理解する
3. 呼吸器とその調節
 - 1) 呼吸器の構造について理解する
 - 2) 換気の仕組みについて理解する
 - 3) 肺胞におけるガス交換について理解する
 - 4) 血液による酸素と二酸化炭素の運搬について理解する
 - 5) 呼吸運動の調節機構について理解する
4. 消化器と栄養代謝
 - 1) 消化管（口腔、咽頭、食道、胃、小腸、大腸）の構造と機能について理解する
 - 2) 唾液腺、膵臓、肝臓の構造と機能について理解する
 - 3) 消化と吸収の仕組みについて理解する
 - 4) 各種栄養素（糖質、タンパク質、脂質）の代謝について理解する
5. 内分泌とホルモン
 - 1) 内分泌の定義について理解する
 - 2) ホルモンの性質、機能、生成、分泌、フィードバック調節について理解する
 - 3) 主な内分泌臓器の構造と機能について理解する
 - 4) 主なホルモンの作用と標的器官について理解する
6. 泌尿器と体液調節
 - 1) 腎臓及びネフロン構造と機能について理解する
 - 2) クリアランスの意味を知り、腎血漿流量と糸球体濾過量の調節機構について理解する

- 3) 尿細管における再吸収と分泌、集合管における尿濃縮について理解する
- 4) 体液の分布と区分、調節機構について理解する
- 5) 電解質バランスについて理解する
- 6) 酸・塩基平衡について理解する
7. 脳と神経
 - 1) ニューロンの構成と活動電位、シナプス伝達について理解する
 - 2) 脳の構造と機能について理解する
 - 3) 脊髄の構造と機能について理解する
 - 4) 体性神経の構成と機能について理解する
 - 5) 自律神経の構成と機能について理解する
8. 運動器
 - 1) 骨格の構成について理解する
 - 2) 骨の形状と構造について理解する
 - 3) 関節の構造と働きについて理解する
 - 4) 骨格筋の構造と収縮機構について理解する
 - 5) 主な骨格筋の名称と機能について理解する
9. 血液と造血器
 - 1) 血球成分と血漿成分について理解する
 - 2) 赤血球の構造と機能について理解する
 - 3) 白血球の構造と機能について理解する
 - 4) 血小板機能と血液凝固機構及び線維素溶解について理解する
10. 皮膚と感覚器
 - 1) 皮膚の構造と機能について理解する
 - 2) 皮膚の付属器官について理解する
 - 3) 体性感覚（皮膚感覚）について理解する
 - 4) 特殊感覚（視覚、聴覚、平衡感覚、嗅覚、味覚）について理解する

動物繁殖学

概要

繁殖に関わる形態と機能を学び、妊娠・分娩と新生子管理、遺伝学の基礎知識を修得する。

到達目標

1. 生殖器の形態と機能
 - 1) 生殖器（雌・雄）の基本構造について理解する
 - 2) 主要な性ホルモンの名称、産生部位及び標的器官について理解する
 - 3) 雄の繁殖生理について理解する
 - 4) 雌の繁殖生理について理解する
2. 性周期と交配
 - 1) 性成熟と発情徴候について理解する

- 2) 排卵（自然排卵・交尾排卵）の仕組みについて理解する
- 3) 性周期と膣細胞スメアの関係について理解する
- 4) 交配適期の決定法について理解する
3. 妊娠と分娩
 - 1) 着床・発生・妊娠・胎子の発育について理解する
 - 2) 妊娠期間、偽妊娠について理解する
 - 3) 分娩と助産、帝王切開について理解する
 - 4) 去勢・不妊手術について理解する
 - 5) 人工授精について理解する
4. 新生子管理
 - 1) 新生子のための飼養環境について理解する
 - 2) 初乳の意義と哺乳について理解する
 - 3) 新生子の発育過程について理解する
5. 遺伝学概論
 - 1) 遺伝のメカニズムについて理解する
 - 2) さまざまな遺伝様式（顕性・潜性、伴性遺伝など）について理解する
 - 3) 遺伝子疾患、発生異常について理解する

動物行動学

概要

犬や猫の種としての行動様式の特徴を学び、問題行動の原因と対処、予防法を理解する。

到達目標

1. 動物行動学の基礎
 - 1) 動物行動学の4つの問い（適応・進化・機構・発達）について理解する
 - 2) 行動の進化と適応、家畜化について理解する
 - 3) 生得的行動と学習行動について理解する
 - 4) 脳による行動制御について理解する
2. 個体維持行動
 - 1) 摂食及び飲水行動について理解する
 - 2) 排泄行動について理解する
 - 3) 身づくろい行動について理解する
 - 4) 護身行動について理解する
3. 発達過程と社会行動
 - 1) 発達ステージ（新生子期・移行期・社会化期・若年期・成熟期・高齢期）と各時期の行動学的特徴について理解する
 - 2) 生殖行動（性行動・母性行動）について理解する
 - 3) コミュニケーション行動について理解する
 - 4) 敵対行動と親和的行動について理解する

4. 学習理論

- 1) 行動形成について理解する
- 2) 馴化と感作について理解する
- 3) 古典的条件づけとオペラント条件づけについて理解する
- 4) 学習に影響を与える因子について理解する
- 5) 基本的なトレーニング法（トイレトレーニング、クレートトレーニング、甘噛み対策など）について理解する

5. 問題行動

- 1) 問題行動の定義と要因（遺伝的要因、生得的要因、環境要因）について理解する
- 2) 攻撃行動の種類、原因（動機づけ）と治療法について理解する
- 3) 恐怖・不安に起因する問題行動の原因と治療法について理解する
- 4) 不適切な排泄行動の原因（動機づけ）と治療法について理解する
- 5) 高齢性認知機能不全の原因と臨床徴候、対応について理解する

6. 行動治療

- 1) 行動診療の進め方について理解する
- 2) 行動修正法と環境修正法の種類と適応について理解する
- 3) 行動治療における薬物療法について理解する

動物栄養学

概要

5大栄養素やその代謝など基礎栄養学を学ぶとともに、ライフステージや疾患ごとの違い、各種療法食の特色や給餌方法などを修得する。

到達目標

1. 基礎栄養

- 1) 5大栄養素（糖質、タンパク質、脂質、ビタミン、ミネラル）について理解する
- 2) 栄養要求の種差（必須アミノ酸、必須脂肪酸など）について理解する
- 3) 食性、嗜好、嗜好性、摂食行動について理解する
- 4) 健康維持における食栄養の持つ意味について理解する
- 5) 栄養素の不足、過剰症について理解する

2. 栄養要求量

- 1) エネルギー要求量（RER、MER など）の意味と計算法について理解する
- 2) 栄養基準（AAFCO、NRC など）について理解する
- 3) ライフステージ（成長期、維持期、妊娠期、授乳期、老齢期）ごとの栄養管理について理解する

3. フードと栄養指導

- 1) ペットフードの種類、分類について理解する
- 2) ペットフードのラベル表示について理解し、飼い主に説明できる
- 3) 中毒、与えてはいけないものについて飼い主に指導できる
- 4) 栄養状態の評価法（BCS、体脂肪測定など）について理解する

- 5) 肥満の弊害と減量プログラムの作成法について理解する
4. 疾患と栄養
 - 1) さまざまな疾患時の食事療法について理解する
 - 2) 療法食の特徴や効果を理解し、飼い主に説明できる
5. 強制給餌と経管・静脈栄養法
 - 1) 強制給餌の方法と注意点について理解する
 - 2) 経管栄養法の種類（経鼻、食道、胃瘻チューブなど）と特徴、方法について理解する
 - 3) 静脈栄養法の種類（TPN、PPN）と特徴、方法について理解する
 - 4) チューブやカテーテルの設置手順と管理上の注意点について理解する

比較動物学

概要

飼養動物や野生動物の概要を理解するとともに、産業動物の歴史や品種、飼養管理法、実験動物の品種や飼養管理法、動物実験との関わり、日本の野生動物の種類と保全、動物園などの展示動物の個体・群管理について学ぶ。

到達目標

1. 動物の種類及び特性
 - 1) 愛玩動物、産業動物、実験動物、展示動物等の飼養動物と野生動物を比較しながら、その歴史、社会的位置づけ及び特徴について理解する
2. 産業動物
 - 1) 家畜（馬・牛・めん羊・山羊・豚・鶏）の歴史と品種、特徴について理解する
 - 2) 各家畜の消化器の形態と機能、食性について理解する
 - 3) 各家畜の性周期と繁殖生理について理解する
 - 4) 各家畜の飼養施設の概要について理解する
 - 5) 各家畜の食性と飼養法について理解する
3. 実験動物
 - 1) 動物実験の目的、意義について理解する
 - 2) 代表的な実験動物の飼養管理、繁殖法について理解する
 - 3) 遺伝学的制御、微生物学的制御、環境制御について理解する
 - 4) 疾患モデル動物について理解する
4. 野生動物
 - 1) 野生動物の分類と生物多様性について理解する
 - 2) 鳥獣害の現状と保全の意義について理解する
 - 3) 絶滅危惧種の定義と含まれる動物、原因、保全方法について理解する
 - 4) 外来生物の定義、在来生態系に及ぼす影響、対策について理解する
5. 展示動物
 - 1) 展示動物の意義と動物園等の役割について理解する
 - 2) 動物園等における個体・群管理、行動管理について理解する

3) 動物園等の施設管理について理解する

動物看護関連法規

概要

動物看護に関連する基本的な法規について学び、社会における愛玩動物看護師の役割を理解する。

到達目標

1. 法学総論
 - 1) 法の体系について理解する
 - 2) 獣医療に関連する法規と愛玩動物看護師の関わりについて理解する
2. 愛玩動物看護師法
 - 1) 愛玩動物看護師法の目的・定義等について理解する（免許、試験、業務、罰則を含む）
3. 獣医療関連行政法規
 - 1) 獣医師法の概要について理解する
 - 2) 獣医療法の概要について理解する
4. 公衆衛生行政法規
 - 1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の概要について理解する
 - 2) 狂犬病予防法の概要について理解する
5. 薬事行政法規
 - 1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の概要について理解する
 - 2) 麻薬及び向精神薬取締法の概要について理解する
 - 3) 毒物及び劇物取締法の概要について理解する

動物愛護・適正飼養関連法規

概要

動物の愛護及び適正飼養に関連する様々な法規について学び、人と動物の共生のあり方等を理解する。

到達目標

1. 愛護・適正飼養の基本となる概念
 - 1) 愛護・適正飼養に関連する法規と愛玩動物看護師の関わりについて理解する
2. 愛護・適正飼養関連行政法規
 - 1) 動物の愛護及び管理に関する法律の概要について理解する
 - 2) 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の概要について理解する
3. 社会福祉行政・環境衛生法規
 - 1) 身体障害者補助犬法について概要を理解する
 - 2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の概要について理解する
 - 3) 化製場等に関する法律の概要について理解する

4. 野生動物等に関する法律及び条約

- 1) 生物多様性の概要について理解する
- 2) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の概要について理解する
- 3) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の概要について理解する
- 4) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の概要について理解する
- 5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の概要について理解する
- 6) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の概要について理解する
- 7) 自然公園法における野生動植物保護に関する制度を理解する
- 8) 文化財保護法における飼育動物や野生生物の保護に関する制度を理解する

<基礎動物看護学>

動物看護学概論

概要

獣医療の歴史や愛玩動物看護師の職業倫理について学び、専門職としての社会的責務を理解し職業意識を形成する。

到達目標

1. 動物看護の基本となる概念
 - 1) 動物看護の目的、概念について理解する
 - 2) 獣医療と動物看護の歴史について理解する
 - 3) 獣医療倫理、動物看護者の倫理綱領について理解する
 - 4) 動物にとっての健康、福祉、QOLについて理解する
 - 5) 動物病院における愛玩動物看護師の役割について理解する
2. 動物看護の提供体制
 - 1) 社会における動物病院の役割について理解する
 - 2) 一次診療と二次診療、救急獣医療の役割と連携について理解する
 - 3) インフォームドコンセント、セカンドオピニオン、守秘義務について理解する
 - 4) 診療録（カルテ）と動物看護記録の作成、保存義務について理解する
 - 5) 職場における労働安全衛生、危険の防止・対処法について理解する
3. 愛玩動物看護師の社会的立場
 - 1) 愛玩動物看護師の職能団体について理解する
 - 2) 愛玩動物看護師の資格制度と業務範囲、資格認定機関について理解する
 - 3) 愛玩動物看護師に関するその他の代表的な組織・団体について理解する
 - 4) 国際的な動物看護師の業務や資格制度の違いについて理解する

動物病理学

概要

様々な疾病が組織や臓器にもたらす変化を学び、病態について理解する。

到達目標

1. 動物病理学の基礎
 - 1) 病理解剖と病理組織学的検査の目的、意義について理解する
 - 2) 病理組織標本の作製法について理解する
 - 3) 病理組織学的検査の実施手順について理解する
2. 細胞や組織に生じる変化
 - 1) 変性と物質沈着について理解する
 - 2) 壊死とアポトーシスについて理解する
 - 3) 細胞増殖のメカニズム、再生と化生について理解する
 - 4) 過形成と肥大について理解する
 - 5) 低形成と萎縮について理解する

3. 循環障害
 - 1) 充血とうっ血について理解する
 - 2) 出血の原因と病態について理解する
 - 3) 血栓の成因について理解する
 - 4) 虚血と梗塞について理解する
 - 5) 浮腫と水腫について理解する
 - 6) ショックの原因と分類、病態について理解する
 - 7) 播種性血管内凝固 (DIC) の病態について理解する
4. 炎症
 - 1) 炎症の定義と5大主徴について理解する
 - 2) 炎症の分類と原因と特徴について理解する
 - 3) 炎症に関与する細胞と化学伝達物質について理解する
 - 4) 炎症の経過と治癒について理解する
5. 腫瘍
 - 1) 腫瘍の定義と分類について理解する
 - 2) 腫瘍の原因と発生機序について理解する
 - 3) 腫瘍と宿主の関係について理解する
 - 4) 腫瘍の転移と進行について理解する
6. 先天異常
 - 1) 遺伝子・染色体異常について理解する
 - 2) 発生異常と奇形について理解する

動物薬理学

概要

代表的な薬物の体内動態と作用機序、臨床応用及び副作用について学び、動物の疾病の診断や治療にどのように用いられるかを理解する。

到達目標

1. 動物薬理学の基礎
 - 1) 獣医臨床における薬物治療の概念と目的について理解する
 - 2) 薬理作用とその発現機構について理解する
 - 3) 薬物動態（吸収、分布、代謝、排泄）と半減期、耐性について理解する
 - 4) 薬物間相互作用について理解する
 - 5) 副作用と中毒について理解する
2. 愛玩動物看護師による薬物の取扱い
 - 1) 獣医師による投薬量計算について理解する
 - 2) 各種投薬法（投与経路）を理解し、自宅での投薬を飼い主に指導できる
 - 3) 薬物の適切な管理方法について理解する
3. 神経系に作用する薬物
 - 1) 全身麻酔薬と局所麻酔薬について理解する

- 2) 鎮痛薬について理解する
- 3) 運動神経系に作用する薬について理解する
- 4) 鎮静薬と抗けいれん薬について理解する
- 5) 問題行動の治療に用いられる薬について理解する
4. 呼吸器系に作用する薬物
 - 1) 呼吸興奮薬について理解する
 - 2) 鎮咳薬について理解する
 - 3) 気管支拡張薬について理解する
5. 循環器・泌尿器に作用する薬物
 - 1) 血管拡張薬（降圧薬）について理解する
 - 2) 心不全治療薬（強心薬）について理解する
 - 3) 抗不整脈薬について理解する
 - 4) 利尿薬について理解する
6. 消化器に作用する薬物
 - 1) 制吐薬について理解する
 - 2) 制酸薬と胃粘膜保護薬について理解する
 - 3) 消化管運動調節薬について理解する
 - 4) 止瀉薬について理解する
 - 5) 瀉下薬について理解する
 - 6) 肝疾患の治療に用いられる薬物について理解する
 - 7) 膵酵素製剤について理解する
7. オータコイド、代謝・内分泌系の薬物
 - 1) 代表的なオータコイドについて理解する
 - 2) 糖尿病治療薬について理解する
 - 3) 甲状腺ホルモン製剤について理解する
 - 4) ステロイドホルモン製剤について理解する
8. 血液・免疫系に作用する薬物
 - 1) 抗貧血薬について理解する
 - 2) 血液凝固抑制薬について理解する
 - 3) 血液凝固促進薬（止血薬）について理解する
 - 4) 非ステロイド系抗炎症薬（NSAIDs）について理解する
 - 5) 免疫抑制薬について理解する
9. 感染症の治療、予防に用いられる薬物
 - 1) 抗菌薬について理解する（作用機序による分類、抗菌スペクトルなど）
 - 2) 抗真菌薬について理解する
 - 3) 駆虫薬について理解する
 - 4) 殺虫薬について理解する
 - 5) 消毒薬について理解する
10. 悪性腫瘍の治療に用いられる薬物
 - 1) 抗悪性腫瘍薬について理解する（作用機序による分類）

動物感染症学

概要

微生物や寄生虫の分類、生物学的特性、伝播様式や発病のメカニズムについて学び、検査や診断、衛生管理、予防・治療法など感染症対策の基礎について理解する。感染防御に関わる免疫学の基礎について理解する。

到達目標

1. 微生物の分類と特徴
 - 1) 細菌の分類、形態、増殖方法及び病原性について理解する
 - 2) ウイルスの分類、形態、増殖方法及び病原性について理解する
 - 3) 真菌の分類、形態、増殖方法及び病原性について理解する
2. 微生物検査
 - 1) 検体採取と取扱いについて理解する
 - 2) 無菌環境下での必要な手技について理解する
 - 3) 微生物染色法、顕微鏡による観察法について理解する
 - 4) 微生物培養法について理解する
 - 5) 抗原検出法、抗体検出法、遺伝子検出法（PCR検査含む）について理解する
 - 6) 薬剤感受性試験について理解する
3. 寄生虫の分類と特徴
 - 1) 原虫の分類、形態、生活環及び病原性について理解する
 - 2) 蠕虫（吸虫、条虫、線虫）の分類、形態、生活環及び病原性について理解する
 - 3) 衛生動物（ダニ、ノミなど）の分類、形態、生活環及び病原性について理解する
 - 4) 寄生虫疾患の検査、診断法について理解する
 - 5) 駆虫薬や駆除剤の使用法について理解する
4. 動物感染症
 - 1) 病原体の感染経路と伝播様式について理解する
 - 2) 感染症の成立要因について理解する
 - 3) 主な感染症（動物臨床看護学各論の3. 代表的な疾患を参照）の症状、治療法、予防法について理解する
 - 4) 消毒、滅菌法について理解する
 - 5) 院内感染の予防対策について理解する
5. 免疫学の基礎と応用
 - 1) 免疫担当細胞とその役割について理解する
 - 2) 自然免疫と獲得免疫について理解する
 - 3) 液性免疫と細胞性免疫について理解する
 - 4) アレルギー（I～V型）と自己免疫疾患について理解する
 - 5) ワクチンの原理と種類、接種プログラムについて理解する

公衆衛生学

概要

環境及び食品衛生、疫学、人獣共通感染症について学び、人の健康の維持・増進や疾病予防への応用について理解する。

到達目標

1. 公衆衛生の概要
 - 1) 公衆衛生の目的について理解する
 - 2) 公衆衛生行政について理解する
 - 3) 国民衛生の動向について理解する
 - 4) One Health と獣医療の関係について理解する
2. 疫学と疾病予防
 - 1) 感染の成立について理解する
 - 2) 疾病・健康障害の発生要因について理解する
 - 3) 疫学調査法について理解する
 - 4) 予防疫学について理解する
 - 5) 人獣共通感染症とその対策について理解する
 - 6) 狂犬病予防について理解する
3. 環境衛生
 - 1) 環境衛生について、歴史、背景、現在の問題点について理解する
 - 2) 化学物質によってもたらされる健康障害について理解する
 - 3) 放射線による汚染と障害について理解する
 - 4) 衛生動物による人や動物への被害と対策について理解する
 - 5) 動物の咬傷による人への健康障害について理解する
 - 6) 廃棄物の取扱いについて理解する
4. 食品衛生
 - 1) 食品衛生と食中毒について理解する
 - 2) 動物性食品の衛生について理解する
 - 3) 食品衛生管理手法（HACCP など）について理解する

<臨床動物看護学>

動物内科看護学

概要

内科診療の補助に必要な基礎知識を学び、身体検査、採血、投薬、輸液、輸血、画像診断に必要な検査、所見の記録等について理解する。

到達目標

1. 健康の保持・増進
 - 1) 健康診断の内容と目的について理解する
2. 診療補助に必要な技術
 - 1) 診察における愛玩動物看護師の役割について理解する
 - 2) 診察室の準備と衛生管理について理解する
 - 3) 動物種ごとの適切な接し方について理解する
 - 4) 保定の基本的な原理、目的、方法について理解する
 - 5) 身体検査・アセスメント項目（体重、体温、脈拍、呼吸、意識レベル、粘膜色、股動脈圧、毛細血管再充満時間（CRT）、浅在リンパ節など）について理解する
3. 検査・処置に必要な技術
 - 1) 注射器の取扱い及び管理方法について理解する
 - 2) 採血の目的と方法について理解する
 - 3) 採尿の目的と方法（穿刺、カテーテル導尿など）について理解する
 - 4) 穿刺と吸引について理解する
 - 5) 各種カテーテル挿入について理解する
 - 6) 酸素吸入について理解する
 - 7) マイクロチップの挿入について理解する
4. 投薬に関わる技術
 - 1) 薬の処方について理解する
 - 2) 内服薬の使用法について理解する
 - 3) 薬剤の注射法について理解する
 - 4) 外用薬の使用法、薬浴の実施法について理解する
 - 5) 投薬前後の注意事項について理解する
5. 輸液に関わる技術
 - 1) 輸液の適応とリスクについて理解する
 - 2) 輸液計画について理解する
 - 3) 各種輸液剤の特性や適応について理解する
 - 4) 輸液中のモニタリングについて理解する
6. 輸血に関わる技術
 - 1) 輸血の適応とリスクについて理解する
 - 2) 輸血計画について理解する
 - 3) クロスマッチ試験と血液型について理解する

- 4) 各種輸血製剤の適応や特性について理解する
- 5) 輸血に関わる手技について理解する
- 6) 輸血による副反応について理解する
7. 心電図と血圧に関わる技術
 - 1) 心電図検査の目的と意義について理解する
 - 2) 心電図検査の実施方法について理解する
 - 3) 血圧測定の方法と意義、注意点について理解する
8. X線検査とCT/MRIに関わる技術
 - 1) X線検査の目的と意義について理解する
 - 2) 放射線防護について理解する
 - 3) X線検査の実施方法と撮影体位について理解する
 - 4) 造影検査と透視検査について理解する
 - 5) フィルムの現像とデジタルX線撮影について理解する
 - 6) CT及びMRIの概要について理解する
9. 超音波検査に関わる技術
 - 1) 超音波検査の目的と実施方法、保定体位について理解する
 - 2) Bモード、Mモード、ドップラー法について理解する
10. 内視鏡検査に関わる技術
 - 1) 内視鏡検査の目的と意義について理解する
 - 2) 内視鏡検査の実施方法、準備事項について理解する
 - 3) スコープの洗浄・消毒法について理解する
11. 神経学的検査に関わる技術
 - 1) 姿勢反応と脊髄反射について理解する
 - 2) 脳神経の検査法について理解する
 - 3) 神経学的検査の評価記録法について理解する
12. 眼科検査に関わる技術
 - 1) シルマー試験、フルオレセイン試験の方法と意義について理解する
 - 2) 眼圧測定の方法と意義について理解する
 - 3) 眼底検査の方法と意義について理解する
13. 皮膚と耳の検査に関わる技術
 - 1) 皮膚病変の観察と記録法について理解する
 - 2) 皮膚搔爬試験、スタンプ検査、被毛検査、皮膚生検について理解する
 - 3) ウッド灯検査と真菌培養法について理解する
 - 4) 外耳道の検査方法と意義について理解する

動物外科看護学

概要

外科診療の補助に必要な基礎知識を学び、術前準備から術中補助、術後管理までの周術期の流れを系統的に理解し、安全な手術の実施に必要な知識を修得する。

到達目標

1. 外傷、創傷管理
 - 1) 創傷の種類と治癒過程と管理方法について理解する
 - 2) ドレーンの装着と管理法について理解する
 - 3) 止血法について理解する
 - 4) 骨折・脱臼の管理について理解する
2. 術前準備
 - 1) 術前手続（飼い主への説明、承諾書など）や術前検査について理解する
 - 2) 無菌的処置の重要性について理解する
 - 3) 手術衣、タオル・ドレープ類の準備、滅菌法について理解する
 - 4) 手術器具の準備と滅菌法について理解する
 - 5) 手術室の機器類（無影灯、電気メス本体など）、準備について理解する
 - 6) 器械台の準備について理解する
 - 7) 動物の適切なポジショニングについて理解する
 - 8) 術野の消毒について理解する
 - 9) 手洗い、手術着・手袋の着用について理解する
3. 麻酔
 - 1) 麻酔処置時における愛玩動物看護師の役割について理解する
 - 2) 麻酔リスクの評価（ASA 分類など）について理解する
 - 3) 麻酔前投与（鎮静など）について理解する
 - 4) 注射麻酔（局所麻酔を含む）の手技について理解する
 - 5) 吸入麻酔の手技について理解する
 - 6) 導入時、覚醒時のリスクと対処法について理解する
 - 7) 麻酔看視項目（心電図、心拍数、呼吸数、体温、血圧、動脈血酸素飽和度、呼気終末二酸化炭素濃度など）の監視方法、意義について理解する
 - 8) 麻酔記録の作成法について理解する
4. 術中補助
 - 1) 代表的な手術器具（メス、鉗子など）の名称と使用法について理解する
 - 2) 代表的な縫合材（縫合針、縫合糸）の分類と使用法について理解する
 - 3) 代表的な歯科器具の名称と使用法について理解する
 - 4) 直接補助（手袋着用下での補助）の内容について理解する
 - 5) 間接補助（手術回りの補助）の内容について理解する
5. 術後管理
 - 1) 麻酔覚醒後の動物のモニタリングについて理解する
 - 2) 疼痛管理の意義と方法について理解する
 - 3) 術創管理と包帯法について理解する
 - 4) 退院時の注意点と飼い主への説明事項について理解する
 - 5) 褥創の予防及び対処法（体位変換など）について理解する
6. 救急救命
 - 1) エマージェンシーの原因と病態について理解する

- 2) 一次救命措置 (BLS) について理解する
 - 3) 二次救命措置 (ALS) について理解する
 - 4) 気管挿管と心肺蘇生の方法について理解する
7. 動物理学療法
- 1) 動物理学療法の目的と意義について理解する
 - 2) 代表的な理学療法 of 原理と手技について理解する

動物臨床看護学総論

概要

動物看護過程の一連のプロセスを学び、事例ごとの個別性に重きを置いた動物看護の基本的な考え方を修得する。

到達目標

1. 動物看護過程の展開
 - 1) 動物看護過程の目的や意義、方法について理解する
 - 2) 動物看護過程の各ステップについて理解する
 - 3) アセスメントについて理解する
 - 4) 事例ごとの個別性、情報の整理と解釈について理解する
 - 5) 問題の明確化と動物看護計画の立案について理解する
 - 6) 動物看護過程の実施と評価について理解する
2. 診療記録
 - 1) 診療録 (カルテ) の作成方法について理解する
 - 2) 動物看護記録の目的や書式、事例に応じた作成法について理解する
3. 動物看護業務
 - 1) チーム獣医療における愛玩動物看護師の役割について理解する
 - 2) ケアの標準化 (クリティカルパス) について理解する
 - 3) 事故管理、防止システムについて理解する
 - 4) 若齢動物看護の特徴について理解する
 - 5) 老齢動物看護の特徴や褥瘡について理解する
 - 6) 家庭での継続看護を視野に入れた退院計画・指導について理解する
4. ターミナルケアに関わる技術
 - 1) ターミナルケアの目的と意義について理解する
 - 2) QOL やホスピス、緩和ケアについて理解する
 - 3) グリーフケアについて理解する
 - 4) 死亡した動物への対応とエンゼルケアについて理解する

動物臨床看護学各論

概要

様々な疾患の病態生理を理解し、それによって引き起こされる症状や必要な処置、治療に関する基本的な知識を学ぶ。各々の機能障害を持つ動物に対してどのような看護を

提供すべきか、評価と介入の方法について理解する。

到達目標

1. 徴候や疾患の理解と対処
 - 1) 代表的な徴候や病態、疾患について理解する
 - 2) 徴候の評価と記録法について理解する
 - 3) 痛みの評価について理解する
 - 4) 徴候・疾患に基づいた援助について理解する
2. 代表的な徴候
 - 1) 全身徴候
食欲不振・廃絶、元気喪失、発熱、疼痛、削瘦
 - 2) 特異的徴候
運動不耐、咳、心雑音、不整脈（房室ブロック、期外収縮、心房・心室細動）、高血圧、努力性呼吸、流涎、嘔吐、吐出、下痢、便秘、血便、黄疸、頻尿、血尿、多飲多尿、跛行、搔痒、発作、視力障害、難聴、眼振、斜頸、貧血、出血傾向
 - 3) 特異的病態
尿毒症、肝性脳症、褥瘡、播種性血管内凝固（DIC）
3. 代表的な疾患
 - 1) 循環器疾患
僧帽弁逆流症、心筋症、血栓塞栓症、心膜腹膜横隔膜ヘルニア、心房中隔欠損、心室中隔欠損、卵円孔開存、右大動脈弓遺残症、動脈管開存症、犬糸状虫症
 - 2) 呼吸器疾患
猫上部気道感染症、鼻炎、軟口蓋過長、気管虚脱、短頭種気道症候群、気管支拡張症、気管支炎、肺炎、肺水腫、猫喘息、膿胸、ジステンパー、ケンネルコフ
 - 3) 消化器・栄養代謝性疾患
歯石症、不正咬合、歯肉炎、歯周炎、口蓋裂、口内炎、食道炎、食道狭窄、巨大食道症、幽門狭窄、胃拡張胃捻転症候群（GDV）、胃炎、蛋白喪失性腸症（PLE）、炎症性腸疾患（IBD）、食事反応性下痢（FRD）、抗菌薬反応性下痢（ARD）、腸リンパ管拡張症、消化管内異物、腸閉塞、腸捻転、腸重積、巨大結腸症、直腸脱、会陰ヘルニア、パルボウイルス感染症、肝炎、肝硬変、肝リピドーシス、門脈体循環シャント、胆嚢粘液嚢腫、膵炎、膵外分泌不全症（EPI）
 - 4) 泌尿器疾患
急性腎障害（AKI）、慢性腎臓病（CKD）、腎盂腎炎、蛋白喪失性腎症（PLN）、尿路感染症、尿石症、膀胱炎、猫下部尿路疾患（FLUTD）、尿道閉塞症、レプトスピラ症
 - 5) 内分泌疾患
甲状腺機能低下症、甲状腺機能亢進症、糖尿病、副腎皮質機能亢進症（クッシング症候群）、副腎皮質機能低下症（アジソン病）、尿崩症
 - 6) 生殖器疾患
潜在精巢、前立腺炎、前立腺肥大、子宮蓄膿症、偽妊娠、難産、腔脱、乳腺炎、犬ブルセラ症、乳腺腫瘍

7) 整形外科疾患

骨折、脱臼、膝蓋骨脱臼、関節炎、変形性関節症、前十字靭帯断裂、股異形成、レッジペルテス病、骨肉腫

8) 皮膚疾患

膿皮症、脂漏症、アトピー性皮膚炎、ノミアアレルギー性皮膚炎、好酸球性肉芽腫、食物アレルギー、天疱瘡、外耳炎、疥癬、耳ヒゼンダニ症、毛包虫症、皮膚糸状菌症、マラセチア皮膚炎、メラノーマ

9) 神経疾患

脳炎、水頭症、てんかん、ウォブラー症候群、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、馬尾症候群

10) 眼疾患

結膜炎、角膜炎、乾性角結膜炎、角膜潰瘍、ぶどう膜炎、緑内障、白内障、核硬化症、流涙症、第三眼瞼腺脱出（チェリーアイ）、異所性睫毛

11) 造血器・免疫介在性疾患

免疫介在性溶血性貧血（IMHA）、ネギ中毒、ヘモプラズマ症、バベシア症、腎性貧血、血友病、猫伝染性腹膜炎（FIP）、猫白血病ウイルス（FeLV）感染症、猫免疫不全ウイルス（FIV）感染症、リンパ腫、白血病、肥満細胞腫

12) 緊急疾患

交通事故、感電、熱傷、熱中症、中毒、誤飲、ショック、アナフィラキシー

4. 担がん動物の看護

- 1) がんの診断のための検査と治療の手順について理解する
- 2) 腫瘍随伴症候群について理解する
- 3) がんの治療を受けている動物の看護援助について理解する
- 4) 担がん動物の治療と化学療法の副作用について理解する

動物臨床検査学

概要

様々な臨床検査の原理や方法、意義について学び、検体や測定機器の正しい扱い方について理解する。

到達目標

1. 臨床検査の基礎

- 1) 臨床検査における愛玩動物看護師の役割について理解する
- 2) 基準値、感度、特異度、精度管理について理解する
- 3) 検体採取法（血液、尿、便、粘膜、スワブ、体表組織など）について理解する

2. 血液検査

- 1) 血漿、血清の分離法について理解する
- 2) 全血球計算法（CBC）について理解する
- 3) 血液塗抹の作製及び観察法について理解する
- 4) ヘマトクリット管を用いた検査について理解する

- 5) 凝固検査の目的と意義について理解する
- 6) 血液化学検査の目的と意義について理解する
- 7) 血液ガス検査の目的と意義について理解する
- 8) 免疫学的検査の目的と意義について理解する
3. 尿検査
 - 1) 尿の性状検査について理解する
 - 2) 尿沈渣について理解する
4. 糞便検査
 - 1) 虫卵・原虫の検出法について理解する
 - 2) 細菌の観察法について理解する
5. 細胞診と病理組織検査
 - 1) 細胞診断の目的と方法について理解する
 - 2) 病理組織検査のための検体の取扱いについて理解する
6. 遺伝子検査
 - 1) 遺伝子検査の目的と応用例について理解する
 - 2) 遺伝子検体の採取及び取扱いについて理解する

動物医療コミュニケーション

概要

事前問診、入院動物の容態説明、院内における他のスタッフとのコミュニケーションの基礎について理解する。

到達目標

1. クライアントエデュケーション
 - 1) 適正飼養について理解し、健康管理のため必要な情報を飼い主に提供できる
 - 2) 動物と飼い主が良好な関係を構築する方法について理解する
 - 3) 病気の適切な予防法（予防接種、フィラリア予防、ノミ・ダニ予防、歯科予防、去勢・不妊手術など）について理解する
 - 4) 在宅看護等におけるコミュニケーション技能について理解する
2. 院内コミュニケーション
 - 1) 飼い主への指導を主体としたインフォームドコンセントについて理解する
 - 2) 獣医療面接のプロセス（導入、稟告、質問、傾聴、要約、確認、終結など）について理解する
 - 3) チーム獣医療に関するコミュニケーション技能（報告・連絡・相談）について理解する
3. 院内業務
 - 1) 受付業務（診療受付、電話対応、清算、トラブル対応など）について理解する
 - 2) 物品購入や管理について理解する
 - 3) ペット保険について理解する

<愛護・適正飼養学>

愛玩動物学

概要

愛玩動物の歴史や品種、使役動物の歴史や役割、適切な飼養管理方法について理解する。

到達目標

1. 歴史と品種

- 1) 犬の歴史と代表的な品種、その活用や被毛の手入れ（品種に適したグルーミングなど）について理解する
- 2) 猫の歴史と代表的な品種、その活用や被毛の手入れ（品種に適したグルーミングなど）について理解する
- 3) 代表的なエキゾチック動物の種類と特徴、生態について理解する
- 4) 血統と血統書について理解する

2. 使役動物

- 1) 使役動物（犬、その他の動物）の歴史と福祉について理解する
- 2) 補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の歴史と現状について理解する
- 3) 補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の役割と育成、適性について理解する
- 4) その他の使役犬（災害救助犬、警察犬、麻薬探知犬、検疫探知犬など）の種類と特徴及び現状について理解する

3. 愛玩動物の飼養管理

- 1) 犬の適切な飼養管理方法（飼養上の特徴、飼養環境、体調管理、不妊去勢、社会化訓練など）について理解する
- 2) 猫の適切な飼養管理方法（飼養上の特徴、飼養環境、体調管理、不妊去勢など）について理解する
- 3) 愛玩鳥の適切な飼養管理方法（飼養環境、体調管理など）について理解する
- 4) 代表的なエキゾチック動物（ウサギ、ハムスターなど）の適切な飼養管理方法（飼養上の特徴、飼養環境、体調管理など）について理解する

4. 動物の基本的な取扱い

- 1) 動物を安全に散歩・運動・ふれあいさせることの意義について理解する
- 2) 基本的グルーミング（シャンプー、ブラッシング、耳掃除、爪切り、肛門嚢処置、口腔内衛生管理など）の目的・方法について理解する
- 3) 適切な飼養環境やストレスの緩和方法について理解する

人と動物の関係学

概要

動物が人間社会で果たしている役割やその背景・歴史について学び、人と動物の関係を心理学的及び社会的側面から、その実態、課題等を含めて理解する。

到達目標

1. 人間と動物の関わり
 - 1) 動物の飼養・利用の歴史について理解する
 - 2) 欧米と日本の動物観、動物との関わり方の相違について理解する
 - 3) 動物の飼養と利用の現状について理解する
2. 人間の福祉と愛玩動物の関わり
 - 1) 動物虐待と対人暴力の連動性に関する基礎知識について理解する
 - 2) 多頭飼育崩壊（アニマル・ホーディング）について理解する
 - 3) 愛玩動物が子供や高齢者に与える恩恵及び人間の加齢に伴って飼養困難になる様々な事情について理解する
3. 動物介在活動・動物介在療法・動物介在教育
 - 1) 動物との接触が人間に与える身体的・心理的影響について理解する
 - 2) 動物介在活動・動物介在療法・動物介在教育の目的と内容について理解する
 - 3) 動物介在活動・動物介在療法・動物介在教育に使用される動物の公衆衛生学的適性、行動学的適性について理解する
 - 4) 動物介在活動・動物介在療法・動物介在教育に対する動物病院や愛玩動物看護師の関わりについて理解する
 - 5) 学校飼育動物の目的や実態、愛玩動物看護師の関わりについて理解する（文部科学省が道徳教育の一環として認めていることを含む）

適正飼養指導論

概要

愛玩動物の効用や飼養目的等を理解した上で、適正飼養の推進活動、災害時の危機管理のあり方、動物愛護管理行政の仕組みについて理解する。

到達目標

1. 愛玩動物の飼養
 - 1) 愛玩動物の適正飼養の目的、概念について理解する
 - 2) 愛玩動物飼養の現状について理解する
 - 3) 愛玩動物飼養によって人間が受ける影響と問題点について理解する
 - 4) 愛玩動物の飼養のニーズや目的を理解するとともに、グリーフケア、ペットロスについてその概要と飼い主の心情を理解し、必要な支援について理解する
2. 適正飼養の推進
 - 1) 適正飼養に関する支援の目的と活動（民間団体等によるものを含む）について理解する
 - 2) 動物取扱業者における適正飼養について理解する
 - 3) 愛玩動物の過剰繁殖の問題とその対策について理解する
 - 4) 問題行動予防のための適切な飼養方法としつけ、飼い主に指導すべき事項や方法について理解する。
3. 災害危機管理と支援
 - 1) 災害時の同行避難の重要性を理解し、説明できる

- 2) 愛玩動物とその飼い主の災害の備えについて理解し、説明できる
- 3) 災害獣医療の概要と災害時における愛玩動物看護師の役割について理解する
4. 動物愛護管理行政
 - 1) 飼い主指導の基盤として、公衆衛生業務における愛玩動物看護師の役割について理解する
 - 2) 動物愛護週間の役割と実施状況について理解する
 - 3) 犬・猫の引取り及び負傷動物などの収容並びに処分の状況について理解する
 - 4) 動物による事故の内容と報告状況について理解する
 - 5) 動物愛護管理センターの活動及び動物愛護推進員・協議会の役割について理解する
 - 6) 動物取扱責任者の選任条件と役割について理解する

動物生活環境学

概要

動物の行動様式を理解した上で、家庭等における飼養環境の整備、ペット共生住宅、ペットツーリズム関連施設、ドッグラン、保護収容施設、ペットの教育・訓練施設及び動物介在教育施設の整備・管理の方法、ペットの事故やケガ等のリスクを除去・軽減するための方法や飼育マナーについて学び、人とペットとの共生のための生活環境のあり方を理解する。

到達目標

1. 飼養環境整備
 - 1) 動物行動学を踏まえた人とペットのための飼養環境整備の必要性や方法（問題行動予防を含む）について理解する
 - 2) ペット共生住宅の現状、環境整備・管理の方法について理解する
2. ペットツーリズム関連施設、ドッグラン
 - 1) ペットツーリズムの現状と実施方法について理解する
 - 2) ペット同伴宿泊ホテルの環境整備・管理の方法について理解する
 - 3) ドッグランの環境整備・管理の方法について理解する
 - 4) ペット関連のイベント活動の企画運営や地域振興について理解する
3. 保護収容施設
 - 1) 動物シェルターや災害時の避難施設の環境整備・管理の方法、シェルターメデイスンについて理解する
 - 2) 動物愛護管理センターの役割、施設の概要、普及啓発活動について理解する
4. ペットへの教育・訓練施設
 - 1) 動物の社会化トレーニングの意義、必要性、方法、施設等について理解する
5. 動物介在教育施設
 - 1) 学校飼育動物等の施設の環境整備・管理の方法について理解する
6. ペット飼育のマナー・事故やケガ等のリスクへの対応
 - 1) 飼育マナーの必要性や目的について理解する

- 2) 飼育マナーの歴史、地域における飼育マナーの違いについて理解する
- 3) 地方自治体において定められている飼育マナーに関する各種の条例について理解する
- 4) 愛玩動物の種類別に必要とされている飼育マナーについて理解する
- 5) ペット保険の仕組みと実態について理解する

ペット関連産業概論

概要

ペット関連産業に従事する者としての職業倫理・行動倫理を理解するとともに、ペット飼養のニーズや形態、ペット関連産業を構成する業種の概要、動物取扱業における動物取扱責任者としての実践的知識や手法を学ぶ。

到達目標

1. ペット関連産業における職業倫理（行動倫理を含む）
 - 1) 責任と社会的役割を理解する（職業倫理）
 - 2) 商取引における関連法規の概要について理解する
 - 3) 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事前説明の意義や必要性、実施方法について理解する
2. ペットの飼養実態と市場規模
 - 1) ペットの飼養実態及びペット関連産業の概要・市場規模について理解する
3. 各ペット関連産業の現状と課題
 - 1) ペットフード、ペット用品、ペット関連サービス（生体分野、美容・ヘルスケア分野、レクリエーション・観光分野、葬儀・霊園分野、獣医療分野、ペット共生住宅・マンション分野など）の現状と課題を理解する。
4. 動物取扱業
 - 1) 動物取扱業制度の概要について理解する
 - 2) 動物取扱責任者として業務実施のために必要な実践的知識と動物の取扱方法や衛生管理に係る手法について理解する

<実習>

動物形態機能学実習

概要

動物の身体の形態と機能を、骨格標本や臓器模型、主要臓器の組織像などを通じて学ぶ。

到達目標

1. 運動器

- 1) 骨格標本を用いて代表的な骨を観察し、名称と特徴について理解する
- 2) 代表的な関節の名称と構造、機能について理解する
- 3) 代表的な骨格筋の名称と構造、機能について理解する

2. 内臓器官

- 1) 模型などを用いて、主要な内臓器官の配置について理解する
- 2) 生殖器の雌雄差について理解する

3. 顕微鏡の取扱い

- 1) 顕微鏡各部位の名称、鏡検条件（倍率など）について理解する
- 2) 顕微鏡の適切な操作法について修得する
- 3) 顕微鏡の適切な管理法について修得する

4. 組織像の観察

- 1) 主要臓器の組織像を顕微鏡で観察し、特徴について理解する
- 2) 組織像に見られる代表的な構造に関し、機能との関係について理解する

動物内科看護学実習

概要

内科診療に必要な手技など、動物内科看護学で学んだ知識の実践力を習得する。

到達目標

1. 身体検査

- 1) 全身状態（意識レベル、ボディコンディションスコア、粘膜色、浅在リンパ節、体重測定を含む）を評価できる
- 2) バイタルサインを評価できる（体温、脈拍数、呼吸数、毛細血管再充満時間（CRT）、股動脈圧）

2. 診察補助

- 1) 診察の準備や診察室の衛生管理ができる
- 2) 基本的な保定を実施することができる
- 3) 聴診器や体温計、注射器を適切に取り扱うことができる
- 4) 採血・採尿（尿カテーテルの挿入を含む）の手順を習得している
- 5) 薬剤の取扱い、経口投与・注射の手順を習得している

3. 輸液・輸血に関わる技術

- 1) 留置針設置の手順を修得し、準備及び補助ができる

- 2) 輸液ポンプ、シリンジポンプを使用できる
- 3) 輸液・輸血中の動物を管理できる
4. マイクロチップに関わる技術
 - 1) マイクロチップの適切な挿入部位について理解する
 - 2) マイクロチップ装着手順を習得している
5. 生体検査
 - 1) 心電図検査を実施し、結果を記録できる
 - 2) X線撮影のための基本的な保定ができる
 - 3) 放射線防護のための装備を正しく扱える
 - 4) 超音波検査のための基本的な保定ができる
 - 5) 神経学的検査の所見を記録できる
 - 6) 眼科検査（シルマー試験、フルオレセイン試験、眼底検査など）の補助ができる
 - 7) 皮膚検査（搔爬試験、スタンプ検査、被毛検査など）の補助ができる
 - 8) 外耳道検査の補助ができる

動物臨床検査学実習

概要

検体検査に必要な手技や機器の扱い方など、動物臨床検査学で学んだ知識の実践力を習得する。

到達目標

1. 検体検査
 - 1) 検体採取・処理の手順を習得している
 - 2) マイクロピペットや遠心分離器を正しく操作できる
 - 3) 血漿、血清を分離できる
 - 4) 血液塗抹標本を作製、染色できる
 - 5) 血液塗抹標本を観察し、白血球の百分比を算出できる
 - 6) 全血球計算及び血液化学検査を実施できる
 - 7) 簡易血清学的検査を実施できる
 - 8) 尿検査を実施し、物理化学性状を記録できる
 - 9) 尿沈渣を観察し、所見を記録できる
 - 10) 糞便検査を実施し、虫卵及び原虫を検出できる
 - 11) 細胞診の準備、補助ができる

動物外科看護学実習

概要

手術準備や術中・術後管理、麻酔準備や麻酔監視、手術の補助、救急救命など、動物外科看護学で学んだ知識の実践力を修得する。

到達目標

1. 術前準備
 - 1) 手術器具の準備、滅菌ができる
 - 2) 手術衣、タオル・ドレープ類を準備し滅菌できる
 - 3) 手術に必要な機器、器械台を準備できる
 - 4) 手術台への動物の固定、術野の消毒ができる
 - 5) 手洗い、手術衣や手袋の装着ができる
2. 術中補助
 - 1) 麻酔器の各部名称や使用法を理解し、指示に従って操作できる
 - 2) モニター機器（心電図、血圧計など）を接続でき、術中監視を行うことができる
 - 3) 麻酔記録を作成することができる
 - 4) 直接補助（器械の受渡しなど）ができる
 - 5) 間接補助（無影灯、保温マットの操作など）ができる
 - 6) 歯科器具の取扱いを理解し、歯科処置（歯石除去など）の補助ができる
3. 術後管理
 - 1) 術後の創傷管理（ネット、カラー装着などを含む）ができる
 - 2) 動物に包帯（粘着性、自着性など）を装着できる
 - 3) 抜糸の補助ができる
4. 救急救命
 - 1) 必要な機材、薬剤を迅速に準備できる
 - 2) 気管挿管を補助できる
 - 3) 心肺蘇生（人工呼吸、心マッサージ）の手順を習得している

動物臨床看護学実習

概要

動物看護過程や疾患別の看護など、動物臨床看護学で学んだ知識の実践力を習得する。

到達目標

1. 動物看護過程の実践（事例演習）
 - 1) 事例を通して動物看護アプローチの個別性について理解する
 - 2) 看護動物の生活環境（家族を含む）が健康に及ぼす影響を理解する
 - 3) 症状や入院・治療が看護動物と家族に及ぼす影響を理解する
 - 4) 看護動物の看護上の問題を理解し、優先順位を付けることができる
 - 5) 看護動物の援助の内容・方法を立案できる
 - 6) 動物看護計画を作成できる
 - 7) 動物看護記録を作成できる
2. 入院及び栄養管理
 - 1) 入院動物の管理、アセスメントができる
 - 2) ケージの清掃、管理ができる
 - 3) ペインスケールを用いて痛みの程度を評価できる
 - 4) 栄養チューブ設置の準備や流動食の調製ができる

- 5) 褥瘡を持つ動物の看護（体位変換など）ができる

動物愛護・適正飼養実習

概要

動物の飼養管理に関する基本的な取扱いや飼い主とのコミュニケーションなど、愛護・適正飼養学に関連した科目で学んだ知識の実践力を習得する。

到達目標

1. 動物の基本的な取扱い
 - 1) 動物種に応じた安全なハンドリングができる
 - 2) 動物を安全に散歩・運動させることができる
 - 3) 犬の散歩や運動、ふれあいのために、適切な道具（首輪、胴輪、リード、おもちゃなど）を選択することができる
 - 4) 基本的なグルーミング（シャンプー、ブラッシング、耳掃除、爪切り、肛門嚢処置、口腔内衛生管理など）を実施できる
 - 5) 動物の飼養環境を適切に整備できる
2. 飼い主とのコミュニケーション
 - 1) 犬や猫の品種に応じた特徴について説明できる
 - 2) 動物の適切な飼養方法（飼養環境、散歩方法、基本的なしつけなどを含む）について指導できる
 - 3) 飼い主が法令に基づき遵守すべき対応について指導できる
 - 4) 動物の飼養が困難となっている飼い主への支援を説明できる
 - 5) 避難所等災害時の飼い主への支援を説明できる
3. 動物愛護管理行政
 - 1) 動物愛護管理センターの活動を理解する（動物愛護管理センターへの見学などを含む）
 - 2) 動物取扱業へ指導すべき内容について理解する
 - 3) 動物取扱業における顧客等への対応について実践することができる

動物看護総合実習

概要

実際の動物診療施設で診療業務に参加し、これまでに学んだ学習内容を統合する。診療施設の概要や機能、獣医師との連携、飼い主とのコミュニケーション、愛玩動物看護師としての役割や責任について理解し、実務能力を修得する。

到達目標

1. 動物看護業務の理解
 - 1) チーム獣医療における愛玩動物看護師の役割を理解する
 - 2) 動物診療施設を見学し、設備や機能を理解する

- 3) 愛玩動物を適正に管理する方法について理解する
2. 動物看護業務の体験
 - 1) 診察室における獣医療補助行為を体験する
 - 2) 各種検査や処置、外科手術の補助を体験する
 - 3) 入院動物の看護を体験する
 - 4) 飼い主との適切なコミュニケーションを体験する
3. 動物看護業務の実践
 - 1) 実際の動物診療施設で、診察室における診療の補助を実践する
 - 2) スタッフと連携協働し、チーム獣医療を実践する
 - 3) 動物看護計画を立案し、実践する
 - 4) 飼い主に対し適正飼養及び療養生活の指導を実践する

〔5〕愛玩動物看護法附則第2条第1号の主務大臣が指定する科目、
養成所で修得すべき知識及び技能

法附則第2条第1号イ、ロの主務大臣が指定する科目（大学で修める科目）及び同条第1号ハ、ニの養成所で取得すべき知識及び技能（養成所で修める科目）について、以下のとおりとする。

1. 愛玩動物看護師の養成に必要な科目については、（一財）認定動物看護師統一認定機構（以下「機構」という。）が策定した認定動物看護師教育コアカリキュラム2019（以下「認定コアカリ」という。）をベースに検討が行われたことや既卒者・在学者は主務大臣が指定する講習会により知識・技能を補填することができることを踏まえ、認定コアカリの内容を履修していることを基準とする（詳細は別紙「受験資格の特例（既卒者・在学者）」参照。）。
2. 認定コアカリに基づいた教育は、平成31年度以降開始している。それ以前に大学や養成所で実施された教育については、機構が策定した認定動物看護師新コアカリキュラム新旧対応表を参考に個別に評価することとする。個別評価の結果、認定コアカリと同等以上の教育を実施していたと判断した年度以降に入学した者を既卒者・在学者として判断することとする（詳細は別紙「受験資格の特例（既卒者・在学者）」参照。）。
3. 大学や養成所において実施されてきた教育の多様性を尊重する観点から、個々の科目ごとの単位数や時間数は定めないこととする。また、大学については、法第31条の主務大臣が指定する科目においても単位数を定めないことから、法附則第2条第1号においても、動物看護に係る教育の単位数の下限は設けないこととする。一方、養成所については、認定コアカリについて修学したことを担保するため、動物看護に係る教育に係る全体の時間数の下限を1,650時間の授業時数とする。

(参考) 愛玩動物看護師法附則第2条

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、第31条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

- 一 次のいずれかに該当する者であって、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から5年を経過する日までに農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会の課程を修了したもの
 - イ 施行日前に学校教育法に基づく大学を卒業した者であって、当該大学において農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めたもの
 - ロ 施行日前に学校教育法に基づく大学に入学した者であって、農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めて施行日以後に卒業したもの
 - ハ 第2条第2項に規定する業務（診療の補助を除く。）に必要な知識及び技能を修得させる養成所であって都道府県知事が指定したものにおいて、施行日前に当該知識及び技能の修得を終えた者
- 二 第2条第2項に規定する業務（診療の補助を除く。）に必要な知識及び技能を修得させる養成所であって都道府県知事が指定したものにおいて、この法律の施行の際現に当該知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行日以後に終えた者
- 二 （略）

受験資格の特例(既卒者・在学者)

(別紙)

○法附則第2条第1号の主務大臣の指定する科目、養成所で修得すべき知識及び技能

主務大臣が指定する科目、養成所で修得すべき知識及び技能	認定動物看護師新コアカリキュラム新旧対応表を参考とした対応する科目名	
	動物看護学教育標準カリキュラム(大学)※1	動物看護師養成モデルコアカリキュラム(専修学校)※2
動物形態機能学	動物形態機能学	動物形態機能学
動物繁殖学		動物繁殖学
動物病理学	動物病理学	動物病理学
動物薬理学	動物薬理学	動物薬理学
動物感染症学	動物微生物学、動物寄生虫学、動物感染症学、動物形態機能学(免疫学)	動物感染症学、病原体・衛生管理
動物看護学概論	動物医療関連法規総論、基礎動物看護学	動物看護学(看護学概論)
動物医療関連法規	動物医療関連法規各論	動物医療関連法規
公衆衛生学	公衆衛生学	公衆衛生学
人間動物関係学	動物人間関係学	動物人間関係学
動物福祉・倫理	動物福祉学	動物福祉論
動物行動学	動物行動学	動物行動学
伴侶動物学	動物飼養管理学	飼養管理学
産業動物学		
実験動物学		
野生動物学		
動物内科看護学	基礎動物看護技術Ⅰ・Ⅱ	動物健康管理、動物疾病看護学、臨床動物看護学
動物外科看護学	動物外科看護技術	動物疾病看護学、臨床動物看護学、救急救命対応
動物臨床看護学総論	基礎動物看護学	動物看護学、動物入院管理
動物臨床看護学各論	臨床動物看護学総論、臨床動物看護学各論	動物疾病看護学、臨床動物看護学、幼齢動物・老齢動物管理、救急救命対応

○法附則第2条第1号の主務大臣の指定する科目、養成所で修得すべき知識及び技能(つづき)

主務大臣が指定する科目、養成所で修得すべき知識及び技能	認定動物看護師新コアカリキュラム新旧対応表を参考とした対応する科目名	
	動物看護学教育標準カリキュラム(大学)※1	動物看護師養成モデルコアカリキュラム(専修学校)※2
動物臨床栄養学	動物栄養管理学	動物栄養学
動物臨床検査学	動物臨床検査学	動物臨床検査学
動物医療コミュニケーション	基礎動物看護技術Ⅱ	クライアントエデュケーション、院内コミュニケーション
動物形態機能学実習	—	—
動物内科看護学実習	基礎動物看護技術実習Ⅰ・Ⅱ	動物看護実習Ⅰ
動物臨床検査学実習	動物臨床検査学実習	動物臨床検査学実習Ⅰ・Ⅱ
動物外科看護学実習	動物外科看護学実習	外科動物看護学実習Ⅰ・Ⅱ
動物臨床看護学実習	動物栄養管理学実習、臨床動物看護学演習	動物看護実習Ⅱ
動物看護総合実習	総合臨床実習	総合臨床実習、動物飼育実習Ⅰ・Ⅱ

※1、2 認定動物看護師教育コアカリキュラム2019以前に策定されたカリキュラム

〔 6 〕 愛玩動物看護師法附則第 2 条第 1 号及び
同法附則第 3 条第 2 項の主務大臣が指定する講習会

1. 講習会の内容

法附則第 2 条第 1 号の講習会（いわゆる既卒者、在学者の講習会）では、既卒者・在学者に特に不足していると思われる知識・技能を補填するものとする。

法附則第 3 条第 2 項の講習会（いわゆる現任者の講習会）では、更に現任者が予備試験を受験するに当たり備えるべき知識を講習の対象に加えることで知識の水準の均一化を図るものとする。

また、オンラインで実施可能な内容とし、実習を行う場合は受講者による実技の試行は必須とせず、動画の視聴等により手技の手順を修得することも可能とする。

2. 講習会の時間数

30時間を目安とする。

3. 講習会の実施方法

現在、運用されている他資格の現任者講習会を参考に、主務省が実施主体の要件、講習会の実施時期等を定め、実施主体を指定する。

4. 講習会の構成例

(1) 既卒者・在学者の講習会

以下の項目を含む講習とする。

- ①愛玩動物看護師の職責
- ②獣医療分野及び愛護・適正飼養分野の関連法規
- ③診療の補助に関する技能
- ④愛護・適正飼養に関する基本的な知識
- ⑤業務の実践

※ 認定動物看護師取得者については⑤を講習内容から除外する。

(2) 現任者の講習会

以下の項目を含む講習とする。

- ①愛玩動物看護師の職責
- ②獣医療及び愛護適正飼養分野の関連法規
- ③診療の補助に関する技能
- ④愛護・適正飼養に関する基本的な知識
- ⑤業務の実践に必要な理論
- ⑥業務の実践

※ 修学歴がある認定動物看護師取得者については⑤及び⑥を講習内容から除外する。修学歴がない認定動物看護師取得者については⑥を講習内容から除外する。

〔7〕外国の関連学校卒業者等の受験資格認定

外国の獣医学校卒業者の受験資格認定制度を参考に、愛玩動物看護師法第31条第1号の主務大臣が指定する科目及び同条第2号の養成所で修得すべき科目並びにその履修時間等を踏まえ、同条第3号に定める学校、養成所又は免許の要件について定めることとする。

(参考) 愛玩動物看護師法第31条

第31条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めて卒業した者
- 二 農林水産省令・環境省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定した愛玩動物看護師養成所において、3年以上愛玩動物看護師として必要な知識及び技能を修得した者
- 三 外国の第2条第2項に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で愛玩動物看護師に係る農林水産大臣及び環境大臣の免許に相当する免許を受けた者で、農林水産大臣及び環境大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

〔8〕愛玩動物看護師法附則第3条第2項の「5年以上業として行った者」及び「主務大臣がこれと同等以上の経験を有すると認める者」

愛玩動物看護師法（以下「法」という。）附則第3条第2項の5年以上業として行った者又は主務大臣がこれと同等以上の経験を有すると認める者（いわゆる現任者）は以下のとおり整理した。

1. 期間について（5年の換算方法）

「5年以上」に含まれる期間については、原則として、雇用契約に基づいて業務に従事した期間とする。いわゆる現任者については、雇用形態が非常勤である者や兼業をしている者が一定数いると考えられるため、例えば常態として週1日以上勤務であった期間について、業として行っていた期間として認めることとする。なお、「5年以上」は連続した5年である必要はなく、業務に従事した期間が通算5年以上であればよいこととする。

2. 業として行った者について

法第2条第2項に規定する業務（診療の補助を除く。）を業として行ったと認める者は以下のとおりとする。

- ①獣医療法（平成4年法律第46号）第3条に規定する飼育動物診療施設（法第2条第1項に規定する愛玩動物を対象としているものに限る。）において、法第2条第2項に規定する業務（診療の補助を除く。）を行う者
- ②動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条に規定する第1種動物取扱業の動物取扱責任者（法第2条第1項に規定する愛玩動物を対象としているものに限る。）として、法第2条第2項に規定する業務（診療の補助を除く。）を行う者
- ③①及び②以外の者で動物看護に係る知識及び技能（法第2条第1項に規定する愛玩動物を対象としているものに限る。）を有し、一般職員とは区別されて動物看護に係る業務に従事する者

3. 同等以上の経験を有する者について

主務大臣が認める同等以上の経験として認める期間については、以下のとおりとする。

- ①動物看護に係る知識及び技能（法第2条第1項に規定する愛玩動物を対象としているものに限る。）について教育する学校その他の教育機関において、動物看護師に必要な知識及び技能の教員として法第2条第2項に規定する業務（診療の補助を除く。）の指導に従事した期間
- ②法附則第2条第1号イからニまでの規定に該当する者ではないが、動物看護に係る知識及び技能を修める大学又は動物看護師を養成することを目的とする養成所において、法施行（令和4年5月1日）前に入学し、修学した期間（ただし、卒業要件を満たす年数に限る。）
- ③国又は地方公共団体の公務員として、獣医師法・獣医療法令又は動物愛護管理法令の施行事務に従事した期間

4. 実務経験を有することの証明について

実務経験を有することの証明に当たっては、当該行為を業として行っていることについて、施設・事業所・団体の代表者による証明書の提出を求めることとする。また、所属していた施設・事業所・団体が廃業（閉鎖）した場合等にも配慮することとする。

（参考）愛玩動物看護師法附則第2条及び第3条

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、第31条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

第3条 農林水産大臣及び環境大臣は、試験を受けようとする者が第31条第1号又は第2号に掲げる者と同等の知識及び技能を有するかどうかを判定することを目的として、施行日から5年を経過する日までの間、毎年1回以上、予備試験を行う。

2 予備試験は、第2条第2項に規定する業務（診療の補助を除く。）を5年以上業として行った者又は農林水産大臣及び環境大臣がこれと同等以上の経験を有すると認める者であつて、農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会の課程を修了したものでなければ、受けることができない。

3 （略）

〔9〕愛玩動物看護師国家試験及び予備試験

下線は国家試験との相違点

項目	内容
出題範囲	出題範囲として試験科目を定め、その内容は、大学及び養成所において履修すべき科目から実習科目を除いたものとする。 【予備試験も同様とする。】
出題方式	マークシート式の筆記試験 【予備試験も同様とする。】
問題の性質	・ 必須問題 ^{※1} ・ 一般問題 ・ 実地問題 ^{※2} 【予備試験は <u>必須問題と実地問題</u> とする。】
試験日数	1日間 【予備試験は <u>半日程度</u> とする。】
問題数	全問題数 200～240問（目安） うち必須問題は50問程度 うち実地問題は全体の25%程度 【予備試験は <u>全体で国家試験の半数程度</u> とする。】
合格基準	必須問題の正答率：70%以上 その他問題の正答率：60%以上 【予備試験は <u>全体正答率:60%以上</u> とする。】
配点	1問1点 【予備試験も同様とする。】

※1 愛玩動物看護師として特に重要かつ基本的な事項を問う問題

※2 現場で実際に起こり得る症例・事例に対する対処方法等の総合的な事項を問う問題

検討経緯

○ 愛玩動物看護師カリキュラム等検討会

回次	主な議事
第 1 回検討会 (R2. 8. 24)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会における具体的な検討事項の案について ・ 今後の議論の進め方の案について
第 2 回検討会 (R2. 9. 28)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワーキングチーム（WT）の設置について ・ 愛玩動物看護師に求められる役割、知識及び技能について
第 3 回検討会 (R2. 10. 19)	<ul style="list-style-type: none"> ・ WTの検討の進め方の見直しについて (WT構成員の追加、検討会での検討事項の追加等) ・ 愛玩動物看護師のカリキュラム等に関する基本的な考え方について ・ 法第 2 条第 1 項の「その他政令で定める動物」について
第 4 回検討会 (R2. 12. 14)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験資格の特例について ・ 現任者の範囲について ・ 実務経験の換算・証明方法等について
第 5 回検討会 (R3. 3. 22)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会報告書のとりまとめ

○ 愛玩動物看護師カリキュラム等検討会ワーキングチーム（WT）

回次	主な議事
第 1 回WT (R2. 11. 12)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学及び養成所において履修すべき科目等について ・ 外国の関連学校卒業者等の受験資格について
第 2 回WT (R3. 1. 8)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛玩動物看護師の養成に必要な科目及び到達目標について ・ 国家試験及び予備試験について
第 3 回WT (R3. 2. 4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法附則第 2 条第 1 号の主務大臣が指定する科目、養成所で修得すべき知識及び技能について ・ 法附則第 2 条第 1 号及び法附則第 3 条第 2 項の主務大臣が指定する講習会について
第 4 回WT (R3. 2. 26)	<ul style="list-style-type: none"> ・ WT報告書のとりまとめ

愛玩動物看護師法の概要

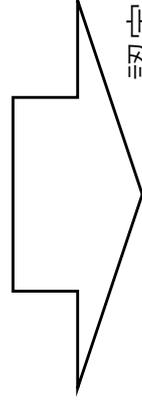
参考 2

本法成立の背景

- ・ 獣医療の内容の高度化、多様化→診療現場でのチーム獣医療に果たす役割への期待
- ・ 犬・猫の飼養頭数は、15歳未満人口を上回る約1900万頭→飼い主による健康管理やしつけの重要性
- ・ 動物を介在した福祉、教育等の諸活動への期待

愛玩動物に関する

- ・ 獣医療の普及・向上
- ・ 適正な飼養



認定動物看護師（民間の統一資格）：約2万5千人
(2021年1月1日現在)

主な内容

愛玩動物*の看護等の業務に従事する者の資質向上・業務の適正を図るため、愛玩動物看護師の資格を定める
* 愛玩動物：獣医師法第17条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物

愛玩動物看護師の業務

- ・ 獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助
(獣医師法第17条の規定にかかわらず実施可能)
- ・ 愛玩動物の世話その他の看護
- ・ 愛玩動物の愛護・適正な飼養に係る助言その他の支援

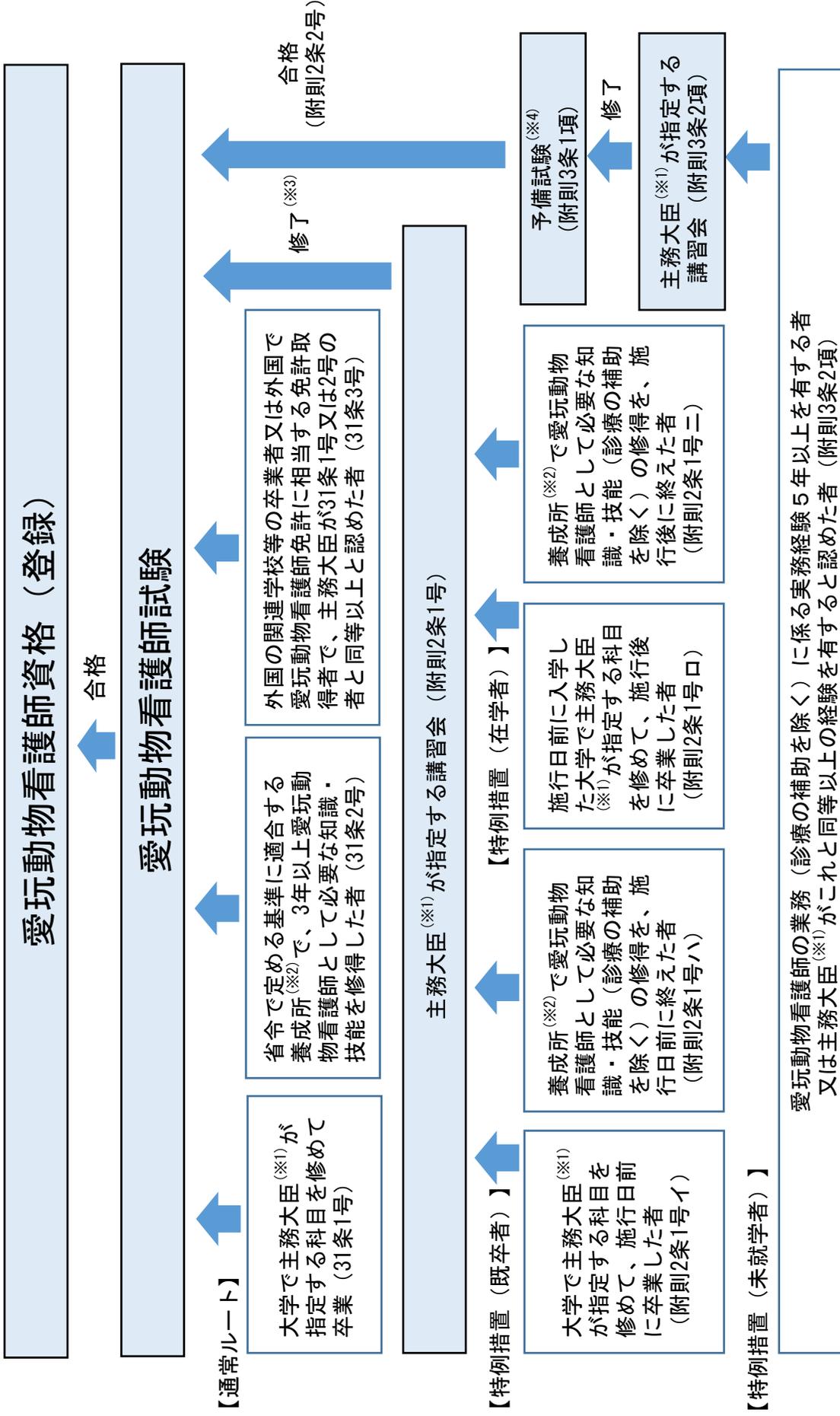
愛玩動物看護師の免許

- ・ 愛玩動物看護師国家試験に合格
- ・ 主務大臣の免許
- ・ 主務大臣は、登録機関及び試験機関を指定できる
- ・ 知識の修得等の受験資格を規定

- ・ 愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称の使用制限

主務大臣：農林水産大臣及び環境大臣

愛玩動物看護師の受験資格について



※1 農林水産大臣及び環境大臣

※2 都道府県知事が指定

※3 施行日 (令和4年5月1日) から5年を経過する日までに修了

※4 施行日 (令和4年5月1日) から5年を経過する日まで、毎年1回以上実施

愛玩動物看護師カリキュラム等検討会開催要綱

1. 趣旨

「愛玩動物看護師カリキュラム等検討会」（以下「検討会」という。）は、愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号。以下「法」という。）に規定する愛玩動物看護師の養成に必要な科目や国家試験等の法施行に必要な事項について検討を行うものとする。

2. 検討事項

検討会における検討内容は、以下のとおりとする。

- (1) 愛玩動物看護師に求められる役割、知識及び技能
- (2) 大学及び養成所における必要な科目
- (3) 受験資格の特例
- (4) 国家試験及び予備試験
- (5) その他法の施行に関し必要な事項

3. 構成等

- (1) 検討会は、農林水産省消費・安全局長及び環境省自然環境局長が招集する。
- (2) 検討会の構成員は、「2. 検討事項」に関連する有識者等で構成する。
- (3) 検討会に座長を置く。座長は構成員の互選によって選任する。
- (4) 座長は検討会の議事運営に当たる。
- (5) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。
- (6) 検討事項と関係のある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができる。
- (7) 検討会は、必要に応じてワーキングチームを置くことができる。
- (8) ワーキングチームの構成及び運営等に関し必要な事項は座長が定める。

4. 公開等

- (1) 検討会は原則として公開する。ただし、公開することにより、特定の者に利益又は不利益をもたらす、又は公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、座長の決するところにより、非公開とすることができる。
- (2) 検討会の資料及び議事録については、会議の終了後、ホームページ等により公表する。ただし、会議を非公開とした場合には、資料及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。開示範囲については、事務局が案を作成して、座長の承認を得るものとする。
- (3) ワーキングチームの公開等については、検討会に準ずる。

5. その他

- (1) 検討会の事務局は、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び環境省自然環境局総務課動物愛護管理室が行うこととする。
- (2) その他、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

愛玩動物看護師カリキュラム等検討会構成員名簿

(50音順、敬称略)

氏名	所属・役職
浅野 明子	高木國雄法律事務所
近江 俊徳	一般社団法人日本動物保健看護系大学協会会長
太田 亟慈	一般社団法人 Team HOPE 代表
加隈 良枝	帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科准教授
川田 睦	公益社団法人 日本動物病院協会会長
佐伯 潤	一般社団法人 日本小動物獣医師会副会長
境 政人	公益社団法人 日本獣医師会副会長兼専務理事
桜井 富士朗	日本動物看護学会理事長
下藺 恵子	一般社団法人 全国動物教育協会会長
東海林 克彦	公益社団法人 日本愛玩動物協会会長
○ 西村 亮平	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
松永 和紀	科学ライター
水越 美奈	日本獣医生命科学大学獣医学部獣医保健看護学科教授
横田 淳子	一般社団法人 日本動物看護職協会会長

○ 座長

愛玩動物看護師カリキュラム等検討会ワーキングチーム開催要綱

1. 趣旨

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）に規定する愛玩動物看護師の養成に必要な科目や国家試験等の法施行に必要な事項について検討を行うため、「愛玩動物看護師カリキュラム等検討会」（以下「検討会」という。）が開催されている。

愛玩動物看護師の養成に必要な科目等を決定するに当たり、「愛玩動物看護師のカリキュラム等に関する基本的な考え方」を踏まえて専門的な議論を行う場として検討会の下にワーキングチーム（以下「WT」という。）を設置する。

2. 検討事項

WTにおける検討内容は、次のとおりとする。

- (1) 大学及び養成所において履修すべき科目
- (2) 受験資格の特例（対象範囲、講習会等）
- (3) 国家試験及び予備試験（出題範囲、出題方式、出題数等）
- (4) その他法の施行に関し必要な事項

3. 構成等

- (1) WTの構成員は、上記検討事項に関連する学識経験者等で構成し、別添のとおりとする。
- (2) WTにワーキングチーム座長（以下「WT座長」という。）を置くものとし、WT座長は検討会座長が務めるものとする。
- (3) WT座長はWTの議事運営に当たる。
- (4) WT座長に事故があるときは、WT座長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。
- (5) 検討事項と関係のある者をWT座長の了解を得た上で参考人として出席させることができる。

4. 公開等

- (1) WTは原則として公開する。ただし、公開することにより、特定の者に利益又は不利益をもたらす、又は公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、WT座長の決するところにより、非公開とすることができる。
- (2) WTの資料及び議事録については、会議の終了後、ホームページ等により公表する。ただし、会議を非公開とした場合には、資料及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。開示範囲については、事務局が案を作成して、WT座長の承認を得るものとする。

5. その他

- (1) WT の事務局は、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び環境省自然環境局総務課動物愛護管理室が行うこととする。
- (2) その他、WT の運営に関し必要な事項はWT 座長が定める。

愛玩動物看護師カリキュラム等検討会ワーキングチーム構成員名簿

(50音順、敬称略)

氏名	所属・役職
青木 理子	大阪ペピイ動物看護専門学校副校長
石岡 克己	日本獣医生命科学大学獣医学部獣医保健看護学科教授
東海林 克彦	公益社団法人 日本愛玩動物協会会長
滝口 満喜	国立大学法人 北海道大学大学院獣医学研究院教授
○ 西村 亮平	国立大学法人 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
本田 三緒子	ヤマザキ動物看護専門職短期大学動物トータルケア学科教授
水越 美奈	日本獣医生命科学大学獣医学部獣医保健看護学科教授

○ 座長